

災害ボランティア本部の体制強化

1 要旨

静岡市は、災害時における「災害ボランティア本部（以下「本部」）」の役割の重要性を認識し、静岡市社会福祉協議会（以下「市社協」）と連携して、以下のとおり本部の体制を強化します。

（1）本部に関する責務の明確化

これまで：本部の設置・運営に関して、市と市社協との役割分担が明確ではない。

これから：本部の設置・運営は市の責務とし、市は市社協に本部の運営実務を委託することを明確にする。

（2）本部の設置・運営経費の予算化

これまで：災害発生時に、必要な費用を精査して予算計上する。

これから：災害発生前から、概算費用を予算計上しておく。

（3）市社協との協定締結

これまで：本部に関する役割分担等について、市と市社協が確認した文書はない。

これから：本部の設置・運営に関する協定を締結し、双方の役割を文書で明確にする。

2 体制強化の背景

大規模な災害が発生すると、多くのボランティアの方が被災地に駆けつけてくださいますが、その受け入れや調整が適切に行われないと、ボランティアの皆様の善意が被災者の方々に十分届かないおそれがあります。

このため、静岡市では、災害の規模や被害状況等を踏まえ、ボランティアとして活動を希望する方と、支援を求める被災者との調整が必要な場合に本部を設置し、被災者の困りごとの把握や災害ボランティアの受け入れ、活動の調整を行ってきました。

令和4年台風15号災害の際に設置した本部は、葵区、駿河区、清水区のそれぞれの地域に、活動の拠点となる「災害ボランティアセンター」を立ち上げ、約半年で1,515件の被災者の困りごとに対応しました。

浸水した家屋の清掃や土砂のかき出し、家財の運び出し等の活動に、延べ5,742人の災害ボランティアの皆様がお力添えをくださったことは、一人ひとりの「地域の助けになりたい」という思いと行動が集まり、「大きな社会の力」となった例でした。

近年、災害は激甚化・頻発化しており、災害ボランティアやNPO、その他の団体によるきめ細やかな支援の重要性が増しています。同時に、被災地側の受け入れ態勢の整備も、ますます求められています。

こうした「社会の大きな力」を行政が責任をもって下支えするため、「本部に関する責務の明確化」「本部の設置・運営経費の予算化」「市社協との協定締結」の3つを行い、本部の体制を強化します。

【次頁あり】

3 体制強化の内容

(1) 本部に関する責務の明確化

全国的に、災害ボランティアの受入れは、被災地の自治体と社会福祉協議会の連携により行われることが一般的です。両者の役割分担は自治体によって異なりますが、役割分担は、それぞれの自治体の「地域防災計画」等に規定されています。

静岡市では、市が本部を設置することになっているものの、本部長をはじめとする運営スタッフは、市社協の職員や、災害ボランティアコーディネーター等で構成するとされてきました。

このため、本部が、どの主体の責務として設置・運営されているものなのか、また、市がどの程度関与すべきかが明確ではありませんでした。

こうした課題を踏まえ、本部長を市の職員とするなど、「本部の設置・運営」が市の責務であることを明確にします。その上で、実務に関しては、運営のノウハウや経験、他都市の社協との連携体制、各種支援団体とのネットワークを持つ市社協に委託し、災害ボランティア団体の皆様の協力を得ながら、効果的・効率的な運営を行う体制とします。

災害は、地域がもともと抱えている社会的課題を一層深刻化させます。日ごろから地域福祉の推進を担う団体である市社協と協働して本部を運営することで、市社協が担っている地域福祉に関する支援のための取組との相乗効果も期待しています。

参考① 地域防災計画の修正内容（抜粋） ※2025年1月28日 静岡市防災会議で承認

修正前	修正後
<ul style="list-style-type: none"> 市は、災害ボランティアの必要性に応じて、…災害ボランティア本部を<u>設置する。</u> 災害ボランティア本部は、(福)静岡市社会福祉協議会地域福祉部長を本部長とし、(福)静岡市社会福祉協議会職員、災害ボランティアコーディネーター等で構成する。 	<ul style="list-style-type: none"> 市は、災害ボランティアの必要性に応じて、…災害ボランティア本部を<u>設置し、これを運営する。</u> 市は、災害ボランティア本部の<u>運営に関する事務を、(福)静岡市社会福祉協議会に委託し、(福)静岡市社会福祉協議会はこれを受託する。</u>

(2) 本部の設置・運営経費の予算化

発災時に本部を迅速に設置し、運営するためには、あらかじめ予算を措置しておく必要があります。

「(1) 本部に関する責務の明確化」に伴い、市は、本部の設置・運営に関する責務を有する者として、市社協への委託契約に基づく委託料を負担します。この費用として、令和4年台風15号災害での実績も参考に、令和7年度当初予算で4,500万円を計上しました。

これにより被災の状況から本部の設置が必要と判断した場合には、すぐに契約手続に着手できるようにしました。

【次頁あり】

(3) 市社協との協定締結

発災時には事前には予想や想定ができなかった事象も発生しますが、「誰が」、「何を
する」のか、各主体の役割と責任を明らかにしておくことで、素早い判断や対応が可能と
なります。

「地域防災計画」では、発災時における両者の役割分担を明確にしましたが、平時から
市及び市社協がお互いの責務について共通認識を持ち、備えをしていくことが重要です。
これを踏まえ、市と市社協で本部の設置、運営に関する協定を締結しました。

協定には災害時における相互の役割に加え、マニュアルの整備や立ち上げ訓練の実施、
ボランティア団体等との関係構築など、平時の取組について盛り込んでいます。

市と市社協がそれぞれの役割に基づいた対応を行うことで、災害ボランティア活動を
下支えする体制を迅速に構築し、被災者の方への丁寧な支援につなげていきます。

参考② 静岡市災害ボランティア本部の設置及び運営に関する協定書（2025年3月19日締結） 別紙のとおり

担当：市民局 市民自治推進課(054-221-1372)

静岡市災害ボランティア本部の設置及び運営に関する協定書

静岡市（以下「甲」という。）と社会福祉法人静岡市社会福祉協議会（以下「乙」という。）は、静岡市災害ボランティア本部（以下「本部」という。）の設置及び運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、静岡市地域防災計画（以下「計画」という。）に基づく本部の設置及び運営に関し必要な事項を定める。

（協働）

第2条 甲及び乙は、災害が発生した場合には、災害ボランティアの能力が最大限に発揮され、被災地の復興にいかされるよう、その自主性及び主体性を尊重しつつ、それぞれ自らの役割及び責務を自覚し、協働して必要な措置を講じるものとする。

（本部の設置及び運営）

- 第3条 甲は、災害が発生し、被災者支援の必要性がある場合には、関係機関等から意見を聴取し、本部を設置する必要があると判断したときは、本部を設置し、これを運営する。
- 2 甲及び乙は、甲が本部を設置する必要があると判断したときは、速やかに本部の運営に関する事務（以下「委託業務」という）を乙に委託する契約（以下「委託契約」という。）を締結するものとする。
- 3 乙は委託業務の実施にあたり、災害ボランティアコーディネーターその他関係団体と協働して取り組むものとする。
- 4 乙は、委託業務に加え、乙が平時から主体的に実施している支援、サービス等の活用を図り、被災者支援を効果的に実施するものとする。

（本部の業務）

第4条 本部は、計画に基づいて、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 災害ボランティアの受入れ
 - (2) 被災者のニーズの受付
 - (3) 災害ボランティアの活動場所のあっせん、配置調整、活動内容の指示等
 - (4) 災害ボランティア活動にかかる情報収集及び情報発信、関係機関・団体との連絡調整等
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、本部の運営に必要な業務
- 2 前項の業務を円滑に実施するため、本部は、被害の状況に応じて災害ボランティア情報渉外センター及び地区災害ボランティアセンター（以下「センター等」という。）を開

設するものとする。

3 センター等は、原則として計画に定めた場所に開設する。ただし、計画に定める開設場所の使用が困難である場合や、被災地域の近くに開設する必要がある場合等は、この限りでない。

(費用負担)

第5条 本部の運営に伴い必要となる費用は、委託契約に基づき、甲が乙に支払うものとする。

(本部運営への支援)

第6条 甲は、委託業務の円滑な実施のため、次の支援に努めるものとする。

- (1) 災害ボランティア活動に関する情報の提供
- (2) 災害ボランティア活動に必要な資機材の提供
- (3) 情報交換、協議等を行う連絡調整要員の配置
- (4) その他本部の円滑な運営にあたり必要であると認められるもの

(救助と災害ボランティア活動との調整事務)

第7条 甲は、災害救助法（昭和22年法律第108号）の適用を受けた災害において必要と認められる場合は、甲の実施する救助と災害ボランティア活動との調整にかかる事務について、乙に委託することができる。

(ボランティア保険)

第8条 乙は、災害ボランティアの受入れに当たっては、当該災害ボランティアの負担により、ボランティア活動保険に加入させるものとする。

(報告)

第9条 甲は、乙に委託業務の状況について報告を求めることができる。

(本部の閉鎖)

第10条 甲は、災害からの復旧の状況に応じ、関係機関等から意見を聴取し、本部を閉鎖すべきと判断したときは、本部を閉鎖する。

2 甲及び乙は、本部の閉鎖にあたり、本部において受け付けた被災者からの支援ニーズのうち対応が継続しているものについて確実に支援機関に引き継ぐものとする。

(マニュアルの整備)

第11条 甲及び乙は、本部の設置及び運営を迅速かつ適正に遂行するため、本部の設置や運

営に関するマニュアルを整備するものとする。

(平常時における体制整備)

第12条 甲及び乙は、平常時から災害時に備えた本部機能の整備・保持に努めるものとする。

2 甲及び乙は、平常時から相互に連携し、ボランティア団体、地域住民、関係機関・団体等との良好な関係の維持に努め、本部の運営等災害時における連携・協力体制の確立を図るものとする。

(研修等の実施)

第13条 乙は、災害時におけるボランティア活動が効果的に実施されるよう、災害ボランティア活動に関する研修・講習会等を開催し、人材の育成に努めるものとし、甲は必要な協力をを行うものとする。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第15条 この協定の有効期間は、締結の日から令和8年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに甲、乙いずれからも解除又は変更の申出がないときは、1年間延長されたものとみなし、以後もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和7年3月19日

静岡市葵区追手町5番1号

甲

静岡市長 難波 喬司 印

静岡市葵区城内町1番1号

静岡市中央福祉センター内

乙

社会福祉法人静岡市社会福祉協議会

会長 三重野 隆志 印